神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済事業退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成について

本会共済(以下、市共済)からのみ退職手当を受給するか、その他からも受給するかにより、作成方法・手続が異なります。

【「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」(様式:P6)は受け取られていますか】 この申告書は、退職者から支払者(施設又は法人)へ、退職手当の支払いまでに提出するもの です。福祉医療機構共済(以下、全国共済)を併給する場合は、全国共済の退職手当金請求書 に含まれている申告書様式を使用します。

【市共済以外にも退職手当がある場合は合算が必要です】

退職所得が複数あるときは、合算したうえで、勤続期間に対応する控除額を控除し、税額を計算する必要があります。最終の支払者が、本人に交付する源泉徴収票を作成します。

【市共済の退職手当給付金についての源泉徴収票は、施設又は法人にて作成してください】

今後は、施設又は法人にて作成のうえ、退職者本人に交付または、市共済からの退職手当給付金給付後に退職手当を支払う支払者へ申告書とともに提出してください。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は、死亡退職以外の退職により退職手当等を支払ったすべての方について作成し交付することとなっています(個人掛金のみ返金の方は作成不要です)。 なお、税務署と市町村へ提出しなければならないのは、受給者が法人の役員(相談役・顧問等を含む)である場合に限られています。

以下、手続の基本的なルールについてお示ししますが、個別事情に合致しない場合、ご不明な点は、各施設・法人において税務署・税理士にご確認をお願いいたします。

(内容)

「退職所	得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成・参考 URL・・・・・・・・・・・・	P2~	3
加入して	「いる制度のパターン別留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4~	5
【参考】	「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」様式・・・・・	P6	
	「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7	

退職手当金給付決定通知書からの「**退職所得の源泉徴収票・特別徴収票**」の作成方法

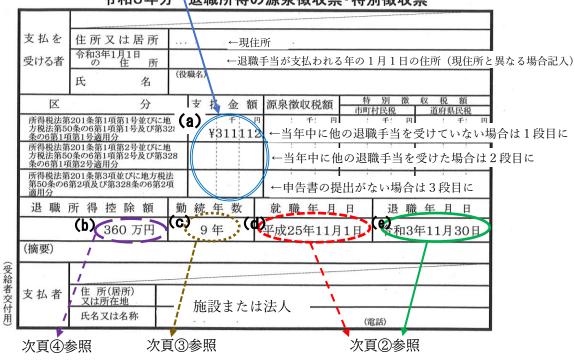
(1)年 月 (様式第4号) 神戸市社会福祉協議会 日 社会福祉施設職員退職手当共済事業 退職手当金給付決定通知書 法人名 施設番号 施設名 下記のとおり退職手当金を 施設長 決定いたしましたので通知します。 (フリガナ) 就職年月日 加入年月日 退職年月日 退職理由 加入者氏名 2013/11/01 00242 2013/11/01 2021/11/30 普通退職 給付金の種類 受給者氏名 受給者の住所 一般退職 加入者との続柄 本人 郵便番号 電話番号 口座振込金融機関 預金の種類 口座番号 口座名義人 銀行 专店 ① 支払われる 退職給付金額 計算式 給付金額 539, 427 F 【A】×0.02 ×当年度の加 入月数÷12 当年度の施設 負担金・個人 掛金合計 前年度末時点 の基準額 【A】 ②返還される 個人掛金分 228, 315 個人掛金分 源泉徴収票 の支給金額 (539, 427 円) (484,716 円) (6,463 円) 一② 退職所得額 311, 112 ※給付金額計算方法については、事業規程第6章給付及び令和3年4月1日付附則参照 275,961 2021年3月31日 引当金額

(a)**"源泉徴収票の支給金額"**=源泉徴収票に記載する支払金額。

0 の場合は源泉徴収票作成不要。

退職手当金給付決定通知書に、一定条 件を満たす場合の源泉徴収票作成例を 印字してお送りしますが、そのまま使用 せず、参考にしていただき、個別の状況 に応じて各々作成してください。

令和3年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票



② | 《「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」の提出がある場合》

※全国共済併給の場合は、全国共済様式に申告書は含まれている

『退職手当金給付決定通知書』と<u>申告書</u>の内容を確認のうえ、支給金額が0でなければ、源泉徴収票を作成する。

1)就職年月日(d)

他法人・他施設からの継続加入の場合、就職年月日は市共済加入当初の日付になっています。申告書・源泉徴収票にも当初の就職年月日を記入し、勤続年数を計算してください。

- 2) 退職年月日(e)
- 3) 申告書 A 欄 退職の区分(一般/障害、生活扶助の有無)

「障害」の場合、障害者手帳(写)、「生活扶助有」の場合生活保護決定通知書(写)添付が必要。

- 4) 申告書 B~E 欄への記載の有無
- ③ (d)就職年月日と(e)退職年月日から、勤続年数(c)を計算する。1年未満の端数が生じたときは、これ を1年として計算する。例)8年1か月→9年
- ④ ③で求めた勤続年数により、下表参照のうえ退職所得控除額(b)を計算する。②の3)4)等により計算が異なる場合がある。他に退職所得がある場合は合算し、退職所得と退職所得控除額との関係により、課税所得額が決定される。

退職所得控除額(勤続年数によって計算)

勤続年数(=Y)	退職所得控除額
20年以下	40 万円×Y(=勤続年数)
20 年以下	(80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800万円+70万円×(Y-20年)

- (注) 1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100 万円を加えた金額となる。
 - 2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき、同一年中に 2 か所以上から退職金を受け取るとき、役員が退職金を受け取るとき等は、控除額の計算が異なることがあるので、ご不明な点は税務署・税理士にご確認ください。
- ⑤ 市共済のみの場合は、退職所得控除額>退職所得で課税所得 0 になるため税額は0になるが、他の退職手当と合算する場合等で課税所得がある時は、税額を計算し、源泉徴収税額・特別徴収税額を記入。
- ⑥ 申告書は、源泉徴収票とともに退職後7年間施設にて要保管。求めがない限り税務署への提出不要。 法人の役員への退職手当の源泉徴収票については税務署と市町村へも提出。 住民税がかかる方については特別徴収税額納入内訳書を市町村へ提出。
- ⑦ 申告書の提出がない場合は、収入金額に対して 20.42%の所得税を源泉徴収する(本人が確定申告すると還付される)。
- ※退職所得の源泉徴収票・特別徴収票記載方法、各欄の記載要領について(参照)
 - ⇒https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/yakuin_taishoku.pdf Op5-p8

【参考 URL】国税庁ホームページ

「退職手当等に対する源泉徴収」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732.htm

「タックスアンサー(よくある税の質問)/所得税/No.1420 退職金を受け取ったとき(退職所得)」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1420.htm

「令和4年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdf

「令和4年版 源泉徴収のしかた 退職所得の源泉徴収事務」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata_r04/pdf/08.pdf

加入している制度のパターン別留意点

I.市共済のみ加入の場合

作成した源泉徴収票(受給者交付用)は、本人に交付します。

Ⅱ.市共済と全国共済に加入の場合

- ・全国共済 退職手当金請求書(1枚目)中に申告書(下部点線囲み部分)があります。 市共済分源泉徴収票を作成し、源泉徴収票貼付欄に貼付します。申告書 A 欄のほか、B欄・E欄に市共済分 退職所得に関する事項を記入します。その後、兵庫県社協を通じ、福祉医療機構へ提出します。
- ・施設から本人あて源泉徴収票を交付する必要はありません。最終支払者である福祉医療機構が、市共済分 も合算した源泉徴収票を発行し、本人に交付します。



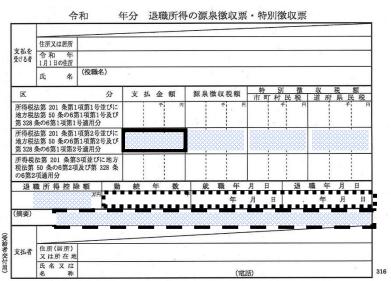
Ⅲ. 市共済と、全国共済以外の制度(法人以外が支払者)に加入の場合

Ⅲ-1 市共済からの支給が先の場合

- ・他制度の退職手当請求手続きを退職者本人が行う場合は、Iと同様に本人に源泉徴収票を交付します。
- ・全国共済と同様に、最終の支払者が退職所得を合算して源泉徴収票を作成します。市共済からの退職給付金給付後に支払を行う他制度実施機関へ、申告書と源泉徴収票の提出が必要です。詳しくは、他制度実施機関の指示に従ってください。
- ・市共済分源泉徴収票を作成し、他制度退職手当請求書類に添付します。申告書には、A 欄のほか、B欄・E 欄に市共済分退職所得に関する事項を記入のうえ、他制度実施機関へ提出します。
- ・施設から本人あて源泉徴収票を交付する必要はありません。最終支払者である他制度実施機関が、市共済 分も合算した源泉徴収票を発行し、本人に交付します。

Ⅲ-2 他制度からの支給が先の場合

- ・市共済から退職手当を受ける前に他から退職手当を受けている場合、申告書 B 欄・E 欄に記入があり、源泉徴収票が添付されています。
- ・先に支給されている他制度の退職所得と市共済の退職所得を合算して、源泉徴収票を作成し、本人に交付 します。
- ※基本的な源泉徴収票発行の方法・考え方は P2~3のとおりですが、下記事項等の違いがありますので、 ご留意ください。
 - ・区分の2段目に市共済からの退職所得を記入
 - ・勤続年数は他と市共済と比べて長い方 +重複していない期間
 - ・摘要欄に、先に支給された退職手当の 金額等を記入
 - ・退職所得の合計金額から退職所得控除額を控除し、0より大きくなれば源泉徴収税額・特別徴収税額を計算し、先の支払者により徴収されている分を差し引いた額を徴収する。



IV. 市共済と、法人独自の制度など法人が支払者である制度に加入の場合

・法人独自の制度などからの退職所得と市共済の退職所得を合算して源泉徴収票を作成し、本人に交付する。

【参考】「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」様式

国税庁ホームページ「退職所得の受給に関する申告(退職所得申告)」には、説明と入力用 PDF も掲載されています。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm

10000		(住所)							あか	現氏	住 所	₹	(1 to)	1 14	PAYAL TOO	1917 L		TIG.	-
)	名(氏名)							なた		人番号		- 1				. 1		
	法 人 番 号 ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 (個 人 番 号)							n	その年1月1 日現在の住所										
		このA欄には、 する必要があり	全ての人が、 ません。)	記載し	てくださ	い。(あ	なたが	200000000000000000000000000000000000000						HAL J	拾には	. 下の	B以下	の各欄に	
	-	退職手当等の よった年月日	支払を受けるこ	ことと		年	月	日	③ る 間	退職	申告書の 手当等に			売期	自 至	年年	月月	日日	-
-		The State of	American Const				lan est	de la		うち	特定役員	等勤続	期間	有 無	自 至	年年	月月	日日	
			一般() 生活						うちとの重複			有無	自至	年年	月月	日日日	
	2	退職の区分等				の有	• 無				うち 短	期勤続	期間	有	自	年	月	日	
		gal norson	障害		,扶助					さた	との重複短期勤			無	至自	年年	月月	日	
		A RAYS	Marinia 1	File							1000			無	至	年	月	H H	
		あなたが本年	中に他にも退職	联手当等	学の支払を	受けた	ことが	ある場	1_		THE REAL PROPERTY.			ださい。	自	年	月	H	1
		本年中に支払る		職手	自至	年年	月月	日日	⑤		の通算		1	有	至自	年年	月月	E E	
	=	341C 24. C03	MINDS 411ET	· p	主	#	л			うち	特定役員			無	至	年	月	日	
				+	d A		п	年			うち 一 との重複	复勤続	期間	有無	自至	年年	月月	日日	
		うち 特定役	員等勤続期間	有無	自 年至 年		日日				うち 短との重複			有無	自至	年年	月月	日日	
											うち 全1		1	有	自	年	月	B	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
				+	4 6		п	年		ا	医眼	विभाग्न	B	無 有	至自	年年	月月	日日	
		うち 短期勤	続期間	有無	自 年至 年		日日	- 4		75	短期勤			無有	至自	年年	月月	<u>B</u>	
					a time	499	iv Ex.	Jr38			との重複			無	至	年	月	<u> </u>	
	,	あなたが前年 当等の支払を受	以前4年内(そ								て支給さ	される	一時金	の支払を	受ける	場合に	は、14	年内) に	退職手
	6		内(その年に確定		LYA, CO	ノ C 作権 Y C	市に収し		0	37	は⑤の勤				自	年	月	日	Τ
,	3	年金法に基づく者	齢給付金として	支給	自	年	月	日	3"		期間と重			有	至自	年年	月月	<u> </u>	
	1	される一時金の			至	年	月	日			ち特定の重ち短			無有	至自	年年	月月	日日	
	9	動続期間	T INDE	nigin		130		ers.		3	ち、短	勘続期	間	無	至	年	月	Ħ	
		A又はBの退 は、その通算さ	職手当等につい れた勤結即問答	ての剪	続期間の	うちに、	前に対し	支払を	受けて	た退職	手当等に	ついて	の勤続	期間の	全部又は	一部为	通算さ	れている	場合に
	8	Aの退職手当等	等についての勤	1 1	年	月	B		00	③又 [は⑤の勤				自	年	月	В	
		売期間(③)に通り 競手当等につい		至	年	月	日		部部	「分の其	の勤続期 期間	間だり	「ひ [*] り/	ဇသ	至	年	月	B	
		うち 特定役員	等勤続期間 有無		年年	月月	日日	年		0 5	ち 特定的	と員等勤	続期間	有無	自至	年年	月月	日日	
)		うち 短期勤	結 期間 有	自自	年	月	日	年		0 ;	ち短	胡勒続	期間	有	自	年	月	B	
,	9		等についての勤	1	年	月	日	年	0	1000	7 706	A1 254 (A)	Jy41114	無	至	年	月	日	-
	棉	売期間(④)に通算	算された前の退		年年	月月	日日			720	の通算	期間			自至	年年	月月	日日	
	1	戦手当等につい	Ħ	自	年	月	日	年		(f)	5 A	とのの	2番營业	a 11 11	自	年	月	Ħ	
		うち 特定役員			年 年	月月	日日	年			9 0	2000	迎 异为	allen	至自	年年	月月	日日日	
		うち 短期勤	続期間無		年	月	H			9	ち 📵	と⊜の	通算期	間	至	年	月	B	
_			敞手当等がある	場合に	は、この	E欄にす	記載し	てくだ	どさい	١,			0.3	1100	in the latest		TO FILL OF		
	12	退職手払を受し	当等の支収 のこ月日 と年月日	入	金 物円)	源微	収税	泉額	市町	別 傷村民税	収 利	製民税	支受年	払け月	退職の	支	払 者	の 所・名称(日	在地
	-	一般・	と年月日	VI	16.6.1	9 I (Q.)	(円)		(円)	(<u>ர)</u>	年.		区分一般		. 144//1/	H 141 (4	4.617
2		Louis Scale	i marini u					-				-	CLIVIN		障害一般		na.	-	
	В	装置・	•				-					112	•	•	障害一般	1000	No. V. P	17.	
	Q	短期 •	· e e opti		0 f 1			7 83			3 0	L. J. B		•	障害	in A		規甲"。	•
		с .	State ST								位的诗	12/15			一般			X M	
	1																		

【参考】「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」様式

(受給者交付用) 個人掛金返還のみの退職者以外全員分を作成。

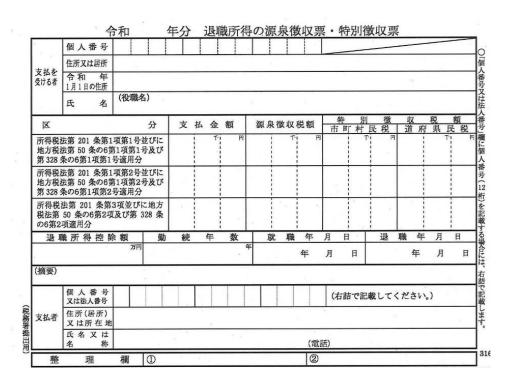
市共済のみの場合と、施設・法人が最終支払者になる場合は、施設・法人から退職者本人へ交付する。

ケハ いかにはの海白郷内市 杜川郷内市

全国共済他、最終支払者が施設・法人以外になる場合は、申告書に添付する。

	住所又は居所															\neg
支払を	令和 年					j	_									-
受ける者	1月1日の住所															
	氏 名	(役職名	i)													
区			分	支	払 金	額	源泉	數収和	总額	市		後民税			基 表	
地方税	法第 201 条第1 法第 50 条の6第 条の6第1項第1	1項第1		-	千	円	- 1	Ŧ,	PI				4		千	Ħ
地方税	法第 201 条第1 法第 50 条の6第 条の6第1項第2	1項第2				1										
税法第	法第 201 条第 50 条の6第2項 項適用分															
退耳	敞所 得 控 隊		勤	続	年	数	就	職	年	月	日	退	職	年	月	Ħ
		万円				4	Ŧ		年	月	日			年	月	日
(摘要)																\neg
												1	1		_	
支払者	住所(居所) 又は所在地	-						ė.		0						

(税務署提出用) 税務署に提出が必要なのは役員のみ。



国税庁ホームページ「退職所得の源泉徴収票(同合計表)のページには、説明と入力用 PDF も掲載されています。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100052.htm